

新型コロナウイルス感染症への対応について（第十四報）

本学では「新型コロナウイルス」の感染拡大防止を図り、「命を守る行動」を最優先に、国及び地方自治体の方針等を踏まえ、全学的に取り組んでいます。

《主な改訂内容》

○2023年5月8日から5類感染症に位置付ける政府方針を考慮して、本学構成員の対応を変更します。

適用期間：2023年4月1日から2023年5月7日まで

目 次

1. 新型コロナウイルス感染症対策について	1
2. 授業等について	2
3. 学生の活動等について	4
4. 移動の制限について	5
5. 大学・教職員による集会等について	6
6. キャンパス等の運用について	6
7. 各種相談窓口・連絡先について	6
8. 新型コロナウイルスに感染または疑わしい時の対応について	7

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) キャンパス滞在可能時間帯について

- ・平日土日 7：30～21：00
- ※遅くとも21：00までには退構（下校）してください。
- ・夜間（21：00以降）の滞在は、許可された活動を除き禁止します。

(2) マスク着用について

- ・マスクの着用は、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねます。
- ※本人の意思に反してマスクの着脱を強いることのないよう、個人の判断が尊重されるよう配慮してください。

(3) 手洗い・消毒の徹底について

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本となる、「手洗い」（または手指消毒剤による消毒）及び「咳エチケット」を励行してください。入構時以外にも、講義室や研究室等に入室する際、またはサークル活動等の課外活動（以下、「サークル活動等」という）を行う際は、適宜必ず手指消毒してください。

(4) 検温・健康管理について

- ・あらかじめ自宅において体温を計測し、目安として37.5度以上の発熱がないことを確認してから、入構またはサークル活動等を行ってください。
- ・風邪の症状や目安として37.5度以上の発熱がある場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、嗅覚（におい）や味覚の障害がある場合は、入構及びサークル活動等を厳に控えてください。
- ・学生は、毎日の起床時の体温を測定し、自覚症状の有無をチェックしたうえで、大学から配布される「健康記録カード」に記録し、通学時にはカードを所持して入構またはサークル活動等を行ってください。アドバイザー教員、研究室担当教員若しくはサークル顧問等は、学生が所持する「健康記録カード」を必要に応じて確認し、学生の健康状態を把握するものとします。

(5) 黙食の徹底について

- ・学内において飲食する際は、「黙食」を心がけてください。

(6) 学外者の方へのお願い

- ・入構を要する場合は、来訪人数を絞っていただいたうえで、各キャンパスの「正面エントランス」から入構のうえ、できるだけ短時間に用務を済ませてください。
- ・入構する方（学生、教職員及び委託業者社員を除く。）は、入退構時に受付で「入構

台帳」に記帳してください。(所属・氏名、入退構時刻、体温、目的を記入)

- ・打合せ等は、できるだけメールやインターネットを介して行うことを推奨します。
- ・本学との共同研究契約等に基づく学外研究員の方は、本方針を遵守することを条件に、学内において研究に従事することを可能とします。
- ・上記に拠らず、納入業者・補修業者の方は、各キャンパスの「正面エントランス」から入構のうえ、できるだけ短時間のうちに用務を済ませてください。

(7) その他

- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、政府や新潟県から要請があった場合は、別途、制限を設ける可能性があります。

2. 授業等について

(1) 授業実施方針

- ・2023年度の授業については、本学ホームページ掲載の「2023年度の授業実施方針について」に基づき、実施します。ただし、今後の感染拡大に伴い、授業形態を変更する可能性があります。詳細については、ポータルサイト等を通じて連絡しますので、大学からの連絡内容を常に確認してください。※大学院生も原則同様です。

(2) 新型コロナウイルス感染症対応に関する授業及び定期試験の欠席の取扱いについて

- ・ポータルサイトからお知らせをしている「新型コロナウイルス感染症対応に関する授業及び定期試験の欠席の取扱いについて」に基づき対応します。

(3) 研究室、実験・実習時における注意事項について

- ・実験室及び居室（スタッフルームを含む）の換気を行います。（窓とドアは常時開放する。）
- ・全員による「手指消毒」を励行してください。
- ・実験前後においては、実験者が触る部分（実験機器、設備等）のアルコール消毒を徹底してください。
- ・学生実験室内においては、学生の移動による密集、密接を避けるよう、教員が誘導します。
- ・学生実験においては、教員は、グループ操作を避け、個別操作となるような工夫を行います。
- ・座席の配置、スタッフとの距離を保つよう工夫します。また、各所において、同時

間帯における滞在人員が「3密」の状態にならないよう、滞在人員を調整します。

・研究室において食事をとることについては、研究室における滞在時間の延長等につながることから、感染防止対策の趣旨を踏まえ、厳に控えてください。なお、やむを得ず食事をとる場合には、黙食を徹底のうえ人数を可能な限り少数にするようにしてください。

(4) 研究活動を行う場合の注意事項について

・大学院学生や卒業研究の研究活動については、研究室担当教員の指示に従って研究活動を行ってください。

・研究室担当教員は、下記の事項について対応してください。

①学生ごとに研究を行える時間帯を指定するなど、同時帯における滞在人員がクラスター（集団）発生のリスクが高いとされる「3密」の状態にならないよう、滞在人員を調整してください。

②研究室の関係者（企業等を含む）から濃厚接触者に関する連絡を受けた場合は、速やかに学生支援課へ連絡してください。

(5) 学外実習について

《臨床実務実習について（薬学部）》

・臨床実務実習については、「2023年度新潟薬科大学臨床実務実習【概要】」に基づき、運用します。また、一般社団法人薬学教育協議会病院・薬局実務実習関東地区調整機構などから実習について大学へ要請等があった場合は、要請等を踏まえて対応します。

《教職関係の実習について（応用生命科学部）》

・教育実習、介護等体験については、これらの実習を受け入れる各学校への新型コロナウイルス感染症の影響も考慮し、弾力的な取扱いや留意事項を示す文部科学省からの通知等を踏まえて、適切に実施するものとします。

《臨地実習について（看護学部）》

・臨地実習については、「臨地実習共通要項」に基づき、運用します。実習先から大学へ要請等があった場合は、要請等を踏まえて対応します。

《応用生命科学部学生が主体となって学外で行う研究活動（卒業研究及びフィールドワーク等）について》

・応用生命科学部が主体となって学外で行う研究活動については、次のことを遵守してください。

①担当教員は、必ず事前に学生のアンケートまたはインタビュー調査の実施先から了解を得るほか、実施場所及び実施日時を記録しておいてください。

②学生は、活動期間中、体調管理に努め、体温や自覚症状の有無を記録し、体調不良の場合は躊躇なく活動を中止するものとします。

③学生は、活動期間中、指導教員の指示にしたがって「3密回避」の対策を講じてください。また、学生は「手指消毒剤」を各自で準備し、適宜消毒に努めてください。

④グループで活動する場合には、少人数編成とする等の工夫を講じてください。

⑤公共交通機関を利用して移動する場合には、可能な限り混雑する時間帯を避けて移動する等、感染防止に最大限努めてください。

《その他》

・研究生等として他大学等において研究活動を行う場合には、受入れ先の大学等の方針に基づき、研究活動に取り組むことを可能とします。

3. 学生の活動等について

(1) 学生生活

・学生の活動等のうち、次の取組みについては、自粛を要請します。

① 「3密」の条件に合致するような会食

② 感染防止策が十分に取られておらず、感染の危険性が高い環境下でのアルバイト
ただし、臨床実務実習及び教育実習については、実習開始2週間前から実習終了までの期間、アルバイトを原則禁止します。

(2) サークル活動等の課外活動

・サークル活動等は、「新潟薬科大学コロナ禍における課外活動ガイドライン」に基づき、健康管理に十分注意して活動してください。

・感染状況により、大学または学友会からサークル活動の自粛を要請された場合は、その指示に従ってください。

4. 移動の制限について

(1) 教職員（新潟県内外を問わず、非常勤講師等を含む。）

- ・出張あるいは私的な旅行を行う場合は、感染症対策を励行のうえ、目的地の最新の感染状況を確認し、慎重に行動してください
- ・薬学部臨床教員による臨床研修の可否については、臨床薬学教育研究センター内において感染状況や病院・薬局の受入れ環境をその都度総合的に判断のうえ、研修の実施を判断するものとします。なお、臨床教員は学務を最優先にするとともに、実施に際しては、研修先と相談のうえ、研修受入れの許可を得てから行ってください。
- ・臨床実習担当教員による実習先訪問については、実施を可能とします。実習担当教員は、実習先に連絡のうえ、訪問受入れの了解を得たうえで訪問するとともに、実習先の都合を最優先してください。実習先の事情により、訪問受入れの了解が得られない実習先については、了解が得られるまでの間、訪問を控えるものとします。

(2) 学生

上記のとおり、教職員と同様の取扱いとします。

5. 大学・教職員による集会等について

- ・大学や部局・センター等が主催する催事については、感染防止策を徹底することを前提に、実施を認めます。
- ・大学・教職員による集会等を行う場合は、感染防止策を徹底することを前提に、実施を認めます。
- ・飲食を伴う催事については、感染防止策を徹底することを前提に実施を認めます。
- ・貸切バス等の運行を伴う催事については、感染防止策を徹底することを前提に実施を認めます。
- ・感染防止対策に関する相談については、会議事務局の学事課または学生支援課で受付けます。
- ・教授会等の定例会議、委員会及び研究打合せ等については、短時間で済ませるか、メールやインターネットを介して行うことができる場合には積極的に代用するほか、会議の回数を極力抑制し、授業等の準備時間の確保を組織的に推進します。

6. キャンパス等の運用について

- ・原則平常運用としますが、次のとおり一部制限を設けます。

①図書館の開館時間を 20：30 までとします。

②体育館等の運動施設について、授業・サークル活動以外の利用は Forms から利用申請を行ってください。

③学外者への施設の貸出及び開放は、原則行いません。ただし、本学関係者が関わる学会等については、施設の貸出等を行う場合があるため、新型コロナウイルス感染症対策本部（会議事務局：学事課）に確認してください。

7. 各種相談窓口・連絡先

・本学では、新型コロナウイルス感染症への対応として、各種窓口を新たに設置しています。学生の皆さんは、「不安なこと」、「分からないこと」などをそのままにせず、次の各種窓口気軽に連絡してください。

窓口	対応内容	連絡先
教務第一課 教務第二課	修学（履修や授業計画等）に関する質問や相談に応じます。	shugaku-support@nupals.ac.jp
学生支援課	学生生活に関する一般的な質問や相談のほか、新型コロナウイルスによる影響で学納金の納付に支障が生じた場合の相談にも応じます。	gakusei-support@nupals.ac.jp 0250-28-5397 (学生支援課直通)
学生支援総合センター	「キャリア支援室」では、就職に関する相談に応じますので、希望者は予約のうえ利用してください。詳細は、ポータルサイト等を確認してください。	careersoudan@nupals.ac.jp 電話 0250-25-5355 (キャリア支援室直通)
	新型コロナウイルスへの感染が疑われる方や心配な方からの相談に応じます。	gakusei-support@nupals.ac.jp
薬学部 薬学教育センター	【薬学部学生用】 「薬学教育センター」では、オンラインによる学習相談を行います。希望者は「薬学教育センター」まで、メールで問い合わせてください。	edu-pharm@nupals.ac.jp
図書館	図書館への相談や問い合わせ等に応じます。	tosho.soudan@nupals.ac.jp

8. 新型コロナウイルスに感染または疑わしい時の対応について

(1) 新型コロナウイルス感染症の診断を受けた場合

- ・新型コロナウイルスに感染した場合は、速やかに下記連絡先に報告してください。

学生・教職員共通

ポータルサイトの『お気に入りタイトル』に掲載されている『新型コロナに関する報告フォーム』から報告してください。

インターネット環境が無いなどの理由によりフォームが利用できない場合は、下記連絡先へ報告してください。

【学生・教職員】 学生支援課 電話：0250-28-5397（平日日中）

【 共 通 】 警備室 電話：0250-25-5182（平日夜間・土休日）

・同感染症が「新型インフルエンザ等感染症」として、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に定める「第一種感染症」とみなされることから、治癒するまで「出席停止」となります。なお、出席停止となった期間中は、欠席扱いになりません。

・教職員が新型コロナウイルスに感染した場合は、学校法人新潟科学技術学園服務規程第49条第2項に定める「疾病にかかった場合」を適用し、治癒するまで就業ができません。

※いずれの場合も、大学への報告は、ご家族が行っても差し支えありません。

・大学への報告後、ポータルサイトからお知らせをしている「新型コロナウイルス感染症対応に関する授業及び定期試験の欠席の取扱いについて」に基づき欠席の手続きを行ってください。

(2) 濃厚接触の認定を受けた場合

・新型コロナウイルス感染者と濃厚接触があり、保健所または感染者本人から自宅待機の指示を受けた場合は、指示された期間、登校／出勤せず、自宅待機のうえ、速やかに下記連絡先に報告してください。

学生・教職員共通

ポータルサイトの『お気に入りタイトル』に掲載されている『新型コロナに関する報告フォーム』から報告してください。

インターネット環境が無いなどの理由によりフォームが利用できない場合は、下記連絡先へ報告してください。

【学生・教職員】 学生支援課 電話：0250-28-5397（平日日中）

【 共 通 】 警備室 電話：0250-25-5182（平日夜間・土休日）

・上記において、待機期間の指示がない場合は、感染者と最後に接触した日の翌日から起算して5日間の自宅待機となります。

・自宅待機期間の短縮については、学生支援課へ確認してください。

・自宅待機開始日から7日間は、いつも以上に体調に注意し、自覚症状の有無を確認してください。

・待機期間中に発熱、息苦しさ・強いだるさ、風邪のような症状といった体調不良を感じた場合は、かかりつけ医、受診・相談センター、または保健所に相談してください。

なお、この場合において学生が自宅待機する期間中は、欠席扱いにはなりません。

・大学への報告後ポータルサイトからお知らせをしている「新型コロナウイルス感染症対応に関する授業及び定期試験の欠席の取扱いについて」に基づき欠席の手続きを行ってください。

(3) 風邪症状などがある場合

・発熱、息苦しさ・強いだるさ、風邪のような症状といった体調不良があるときは、登校／出勤せず、自宅待機のうえ、外出を控えてください。なお、この場合において、学生が自宅待機する期間中は、欠席扱いにはなりません。(2文科高第238号令和2年6月5日付け、文部科学省高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて(周知)」に基づき運用する。)

・欠席した場合は、ポータルサイトからお知らせをしている「新型コロナウイルス感染症対応に関する授業及び定期試験の欠席の取扱いについて」に基づき欠席の手続きを行ってください。

・発熱、息苦しさ・強いだるさ、風邪のような症状といった体調不良があるときは、自分で判断せず、まずは、電話でかかりつけ医などの医療機関に相談してください。また、体調不良があるときには、「健康記録カード」を活用して、毎日の体温のほか、症状を記録しておいてください。

○新潟県新型コロナ受診・相談センター ホームページ

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/corona-center1109.html>

電話：025-256-8275（毎日24時間対応（土日・祝日含む））

○新潟市受診・相談センター（新潟市保健所保健管理課）

電話：025-212-8194（平日午前9時から午後5時まで）

《関連ホームページ》

【厚生労働省】

○新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

【文部科学省】

○新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html